

【事例1】「上皇さまが退位された記念にアルバムを購入しないか」と電話で勧誘され「購入する」と答えた。代金は4万円で、2日後に届くと言われたが、よく考えると高額なのでキャンセルしたい。

(80歳代女性)

【事例2】銀行員を名乗る人物から電話があり「改元で今のキャッシュカードは使えなくなる」と言われた。そして、家に来た警察官と銀行員をかたる人に、カードを渡してしまった。

(70歳代男性)

「令和」への改元に便乗した消費者トラブルが発生しています。「記念になる」などと電話で執拗に勧誘され、皇室関連の商品を購入してしまうケースがみられます。断る場合は、きっぱりと断りましょう。

特定商取引法の電話勧誘に該当する場合、契約書面を受け取って8日以内ならばクーリングオフができます。一方的に送りつけてきても、代金を払わず受け取りを拒否してください。

仮に受け取ってしまった場合、同じく同法により、受け取った日から14日間（業者に商品の引き取りを請求した場合は7日間）だけ保管しておけば、その後は自由に処分して良いことになっています。業者に代金を支払う必要もありません。

ほかに、銀行員や警察官を名乗り「改元で法律が変わる」などと偽り金融機関の口座情報や暗証番号などを書類に記載させたり、キャッシュカードなどを送らせたりする手口があります。

事業者や金融機関、警察官が暗証番号を尋ねたり、通帳やカードを送るように指示したりすることは一切ありません。絶対に口座情報や暗証番号を教えたり、カードなどを渡したりしないことです。心配なときは自分で判断せず最寄りの相談機関に相談してください。